

○環境省告示第八十四号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令（令和七年政令第三号）第六条第二号ハの規定に基づき、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令に基づく環境大臣の定める熱分解の方法を次のように定める。

令和七年十一月十二日

環境大臣 石原 宏高

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令に基づく環境大臣の定める熱分解の方法

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令（以下「令」という。）第六条第二号ハに規定する環境大臣が定める熱分解の方法は、炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあっては、次のとおりとする。

- 一 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないように熱分解を行うこと。
- 二 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないように熱分解を行うこと。

三 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを燃焼させる場合（処理した産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十四条第一項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を定期的に測定し、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した産業廃棄物の重量に対し四十パーセント以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した産業廃棄物の重量に対し二十五パーセント以下である場合（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）に限る。）にあつては、排出口から火炎又は日本産業規格D八〇〇四に定める汚染度が二十五パーセントを超える黒煙が排出されないようにすること。

四 処理に伴って生じたガスを生活環境の保全上支障が生じないように処理した後、排出すること。

2 令第六条第二号ハに規定する環境大臣が定める熱分解の方法は、前項以外の場合にあつては、同項第一号及び第二号の規定の例による。

この告示は、令和七年十一月二十一日から施行する。